する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{13}$ ＝ 0.008

$D_n$　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 $B_n$ に準ずるものとする。

$E_{15}$ ＝ 0.006

$E_{16}$ ＝ 0.003

$E_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

$E_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$E_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$E_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01283
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01792

$E_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01442
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

$E_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01410
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01883

$E_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{12}$ ＝ 0.005

$C_{13}$ ＝ 0.008

$D_n$　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 $B_n$ に準ずるものとする。

$E_{15}$ ＝ 0.006

$E_{16}$ ＝ 0.003

$E_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$E_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$E_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

$E_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01286
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01796

$E_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01443
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

$E_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

$E_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020